

栗東市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画＜概要版＞



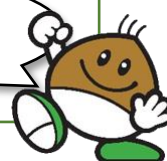
2030 年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

この計画は、廃棄物処理法に基づいて市が策定するごみ処理についての長期的な総合計画です。平成 26 年に策定した現在の計画が令和 5 年度末で計画期間の終了を迎えることから、この間の処理の実績、法整備や上位計画の改定、施設整備の取組みなどを踏まえて、令和 6 年度からの 10 年間を計画期間とする新しい計画を策定しました。

基本方針

- さらなるごみの減量化（リフューズ、リデュース、リユース）の促進
- さらなる資源化（リサイクル）の促進
- 不法処理の監視の強化
- 未利用資源の利用の推進

廃棄物循環型社会の形成を
目指し、取り組みます。



I ごみの減量化計画

処理するごみの量を減らすために、発生抑制（リフューズ）、排出抑制（リデュース）を最優先し、次に再使用（リユース）、資源化（リサイクル）を進めます。

市では、現在、家庭から出るごみの量を減らすための施策として、可燃ごみ、破碎ごみ、その他プラスチック、粗大ごみの指定袋・指定シールによる有料化を実施しています。また、可燃ごみに含まれる生ごみについて、生ごみ処理容器設置補助金の交付制度を実施しています。これらに加えて、次の施策を実施します。

●市民・事業者へのごみの減量化・資源化（4 R※）に関する啓発

●可燃ごみの中に残る資源ごみ（とくに紙くず）の分別の推進、啓発

環境センターで焼却されるごみのおよそ 60%が古紙・古着やプラスチック類です。可燃ごみからこれらの資源ごみを取り出すことにより、可燃ごみの量を減らし、資源化率を上げることができするため、分別の徹底を啓発します。

●生ごみの減量化対策の推進（水切りの推進・啓発、環境センターで行う堆肥化、生ごみ処理容器設置補助金の交付制度の継続）

生ごみを水切りして水分を少なくすれば、焼却炉で効率よく焼却できます。生ごみを堆肥に変えて資源として利用すれば、ごみの減量化につながります。また、各家庭で処理容器を使って生ごみを堆肥にすれば、捨てるごみの量が減ることになります。市では、堆肥化の助成制度を継続し、各家庭での堆肥化（生ごみ発生抑制）を推進します。

※ごみを減らす次の 4 つの取組みを、それぞれのキーワードの頭文字をとって、4 Rと呼んでいます。

- ・リフューズ（Refuse）：ごみになるものを作らない、もらわないことによりごみを減らすこと。
- ・リデュース（Reduce）：すぐごみになる物を買わないことや物を大事に使うことなどにより、ごみを減らすこと。
- ・リユース（Reuse）：使えるものは繰り返し使うことにより、ごみを減らすこと。
- ・リサイクル（Recycle）：原材料に戻して使うこと。別のものにして使うこと。

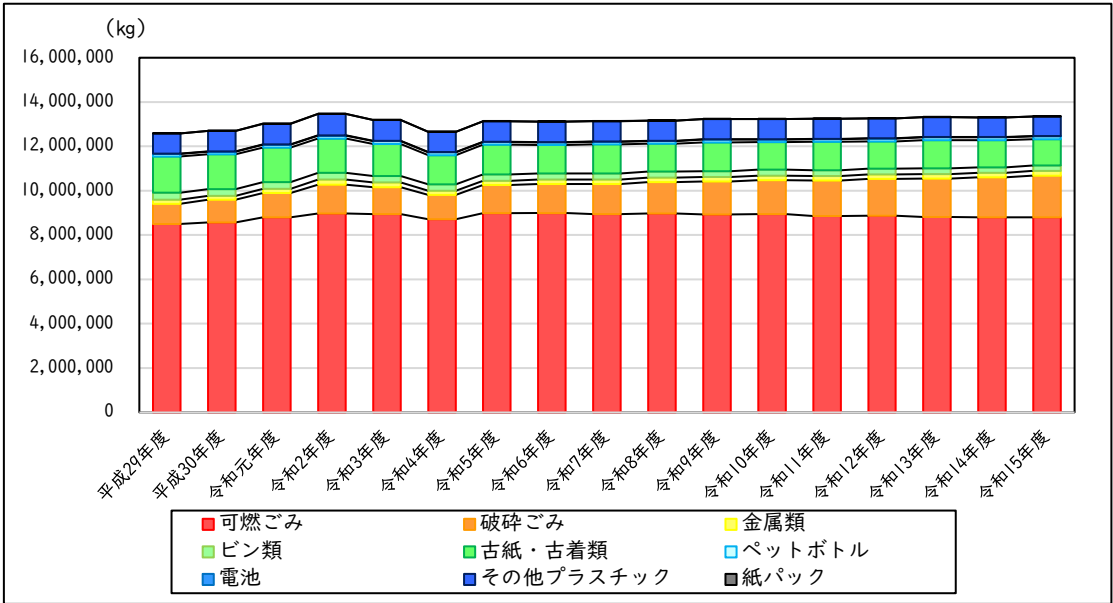
ごみの減量化・資源化の目標値は、第三次栗東市環境基本計画と同じ値を設定しています。最新のデータである令和4年度では、市民1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量とごみの資源化率の、どちらも目標は達成できていません。

ごみの減量化、資源化の目標値と達成状況

項 目	目標値(令和 15 年度)	現況値 (令和 4 年度)	達成率※
市民1人1日あたりの 家庭系可燃ごみ排出量	3 3 3 g/日以下 (1 2 1 . 5 kg/年)	3 3 9 g/日 (1 2 3 . 7 kg/年)	98.2%
ごみの資源化率	3 0 %以上	2 6 . 4 %	88.0%

※目標値に対する現況値の割合を達成率としています。

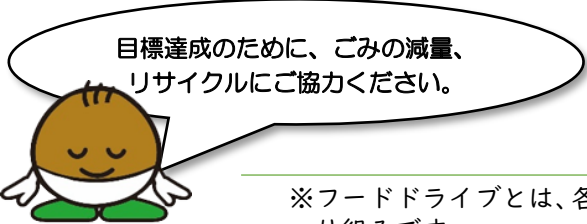
過去 12 年間のごみの排出量の実績をもとに、減量化対策（資源ごみの分別・抽出）を考慮して将来の排出量を予測した結果が下の図です。



家庭系ごみの合計排出量の予測結果（資源ごみの抽出の考慮後） 単位(kg)

可燃ごみから資源ごみを取り出すため、将来人口が増加しても可燃ごみの排出量は少し減少しています。

しかし、目標年度（令和 15 年度）の市民1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量は 335 g/日となり、目標の 333 g/日を達成できません。目標を達成するためには、可燃ごみの排出量を一層減らす必要があります。



市では、未利用食品を有効活用するための取り組みとして「フードドライブ※」を実施しています。

※フードドライブとは、各家庭の未利用食品を必要とする人や団体に寄付する取り組みです。

2 収集・運搬計画

家庭系ごみの収集は、現在と同様に市内を3区域に分けて、区域ごとにごみの種類別に収集曜日を定め、ステーション方式によるごみの収集を行います。

収 集 運 搬 計 画

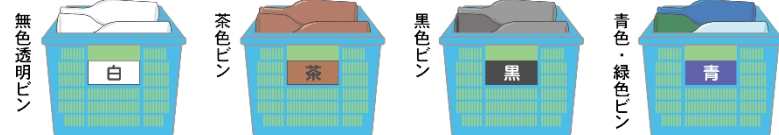
区 分	収集回数	収 集 区 域			収集方法	収集形態
		葉山・ 葉山東地区	治田・治田東 ・治田西地区	大宝・大宝西・ 大宝東・金勝地区		
可燃ごみ	週2回	毎週 月・木曜日	毎週 火・金曜日	毎週 月・木曜日	ステーション方式	委託
破碎ごみ 粗大ごみ	月1回	第4水曜日	第2水曜日	第1水曜日		
ガスライター	月1回 (金属類と同日)	第2水曜日	第4木曜日	第3金曜日		
資源ごみ	金属類	月1回	第3水曜日	第2木曜日		
	ビン類	月1回	第3水曜日	第2木曜日		
	古紙・繊維類 紙パック	月1回	第1水曜日	第4水曜日		
	乾電池	月1回 (古紙古着類と同日)	第1水曜日	第4水曜日		
	ペットボトル	月2回	第1・3金曜日	第1・3木曜日		
	その他 プラスチック	週1回	毎週 火曜日	毎週 月曜日	毎週 火曜日	

ただし、ビン類は、これまで無色透明ビン、茶色ビン、黒色ビン、青色・緑色ビンの4色に分別して収集してきましたが、黒色ビンの搬出がほとんどないため、令和7年4月から無色透明ビン、茶色ビン、その他のビンの3色で収集します。

ビン類

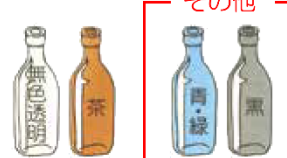
●飲料、食用、調味料等のガラス製のビンに限る

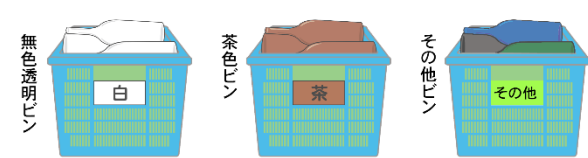




色分け種類(4色)







色分け種類(3色)

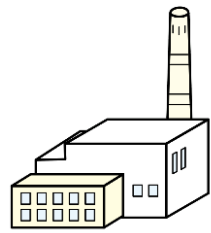
令和7年4月から
3色で収集します



3 中間処理計画

中間処理とは、廃棄物を最終処分（埋立て）する前に、減量化や資源回収を図るために行う処理のことで、栗東市環境センターで焼却、選別、破碎などの処理を行っています。

中間処理に関する基本方針や処理方法は現在と変わりませんが、環境センターは平成15年3月の稼働後20年が経過して老朽化が進んでいるため、新しい中間処理施設の整備計画を進めています。



4 最終処分計画

環境センターの焼却施設で発生する焼却灰とばいじんは、現在と同様に、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に処分を委託します。

最終処分量を減らすため、焼却灰やばいじんの資源化を行います。

なお、自治会活動などに伴う河川等の浚渫土は、岡最終処分場に埋立処分します。

5 その他ごみの処理に関する計画

特定家庭用機器（家電4品目：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、指定引取場所や小売業者などへ適切に引き渡すよう指導します。パソコンは、メーカーによる回収・リサイクルシステムを利用されるよう情報提供を行います。また、小型家電の集団回収などについて情報提供を行います。

収集できないものや環境センターで受入れしていないものについては、専門業者に処理を依頼するよう指導するとともに、適正処理業者の情報を提供します。

災害発生時に発生する廃棄物に対しては、「栗東市災害廃棄物処理計画」と「滋賀県災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑な処理を推進します。

不法投棄の防止と早期発見のため、市内事業者と「不法投棄に係る情報提供に関する覚書」を締結し、広く情報収集を行っています。また、不法投棄監視員、不法投棄ボランティア監視員によるパトロールを強化します。

資源ごみの持ち去りは市条例で禁止しており、警察と連携してパトロールを強化していきます。また、無許可で違法な不用品回収業者を利用しないよう市民に啓発していきます。

